

令和6年度 南あわじ市保育所等入所案内書

この「保育所等入所案内書」をよく読んでいただき、入所条件に該当しているかご確認のうえ、必要書類を添えて手続きしてください。

入所理由に該当しているか審査し、後日、入所の可否を決定しお知らせします。

令和6年度当初の申込みについて

1. 配布・受付期間 10月16日(月)～10月21日(土)
※幼稚園は10月17日(火)～10月20日(金)まで
午前9時～午後5時(土曜日は正午まで)
2. 配布・受付場所 第一希望の保育所等(事前の電話連絡は不要です)
※津井幼稚園希望の方は、子育てゆめるん課へお越しください。
※受付期間中に証明書の作成・提出が間に合わない場合は、その旨をお伝えください。
※受付時に面接を行いますのでお子さんと一緒にお越し下さい。
3. その他 (1) 産休又は育休明けによる職場復帰のため、令和6年度の途中で入所希望される場合も上記受付期間内にお申込みください。
(2) 3歳児以上の場合、育児休業中でも4月当初より入所可能ですが、3歳未満児の場合、育児休業中の入所はできません。
(3) 入所できない場合に育児休業の延長を希望する方は、子育てゆめるん課へご相談ください(p.8参照)。
(4) 南あわじ市以外の保育所等に入所申込(広域入所)される場合は、子育てゆめるん課にてお手続きください(p.8参照)。

年度途中の申込みについて

上記の一斉申込後に令和6年度の途中で入所の必要が生じた場合は、入所を希望する前月15日頃までに申込書類の提出が必要となりますので、事前に子育てゆめるん課へご相談ください。※定員数を超えた場合等、入所できないことがあります。

南あわじ市市民福祉部子育てゆめるん課
TEL 0799-43-5219



認定について

保育所等を利用するためには、南あわじ市から保育の必要性の有無等に応じた認定「教育・保育認定」を受ける必要があります。

認定には、3つの区分があり、認定に応じて利用できる施設が決まります。

区分	対象児童	保育の必要性	利用施設
1号認定（教育標準認定）	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定（保育認定）	満3歳以上	あり	保育所（園）、認定こども園
3号認定（保育認定）	満3歳未満	あり	保育所（園）、認定こども園、地域型保育所

また、2号認定と3号認定については、保育が必要な時間（就労等の時間）に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分に分けられます。

区分	保育が必要な時間	施設利用時間
保育標準時間	就業等時間が月120時間以上	8時～18時
保育短時間	就業等時間が月64時間以上120時間未満	8時～16時

※ 私立施設の利用時間は各施設で異なりますので、直接お問合せください。

クラス年齢（令和6年度）

令和6年4月1日時点の年齢がクラス年齢となります。

「3歳児クラス」になる児童 … 令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれ
（4月1日時点で3歳、令和6年度中に4歳を迎える児童）

各保育施設について

保育所 （保育園）	家族（父母や祖父母など）の皆さんが働いていたり、病気だったり、病人の看護にあたっているなどいろいろな事情のために、お子さんの面倒をみるできないような状況にあるとき、保護者の委託を受けてお子さんを保育する通所型の児童福祉施設です。
幼稚園	満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。 教育時間は午前中4時間で、家族が働いている・いないに関わらず、入園が可能です（公立の場合、3歳児からで、8:30～0:30 昼食有。私立の場合は、直接ご確認ください）。 午後の預かり保育を希望する場合は、保育所入所と同様の入所要件が必要となります。
認定こども園	保育所と幼稚園の両方の機能を持っている児童福祉施設です。 保育を希望する場合は、保育所入所と同様の入所要件が必要となり、満3歳以上で午前の教育時間のみを希望する場合は、幼稚園入所と同様で家族が働いている・いないに関わらず、入園が可能です。
地域型保育所	保育を希望するお子さんで、主に0歳児から2歳児までを対象とし、少人数で保育する施設です。

入所できる児童（保育認定を受けられる児童）

児童の保護者（両親等）が次のいずれかの理由により保育の必要性があると認められる児童、かつ、1ヶ月64時間以上、家庭で児童の保育ができないことが最低条件となります

●保育の実施を必要とする理由

(1)【就労】	保護者等が昼間に労働することを常態としている場合
(2)【母親の出産等】	母が妊娠中であるか又は出産後間がない場合
(3)【疾病・障害等】	保護者等が疾病、負傷、又は精神や身体に障害があるため、児童を保育できない場合
(4)【病人の看護等】	保護者等が長期にわたり疾病や心身に障害のある同居の親族を常に介護しているため、児童を保育できない場合
(5)【家庭の災害】	震災、風水害等、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
(6)【求職活動】	保護者等が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、児童を保育できない場合
(7)【就学】	保護者等が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、児童を保育できない場合
(8)【虐待・DV】	児童虐待やDVのおそれがあるため、児童を保育できない場合
(9)【育児休業取得】	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要と認められる場合
(10)【特例・その他】	市長が認める前各号に類する状態にある場合

※ 入所要件に該当し、かつ児童に心身の障がいがあると思われる場合、受入体制等を考慮する必要がありますので、申請時あるいは面接時に必ずお申し出ください。

※ 幼稚園・認定こども園の1号認定（午前8:30～午後0:30の教育時間）のみを希望される場合は、上記の要件を満たす必要はありません。



認定申請及び入所申込に必要な提出書類

① 教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等入所申込書

入所児童1人につき1枚必要です。

② 保育を必要とする証明書

児童の父母について提出してください(ただし、父母以外で生計中心者がいる場合は、その方の分も提出してください)。

保育を必要とする理由		必要書類
(1) 【就労】 (9) 【育休】	会社員等	「勤務(内定)証明書」 ・勤務先で証明を受けてください。 ・内定の場合、採用後、改めて勤務証明書の提出が必要です。 ・育休中で、復帰後入所予定の場合は、育休終了期間が記載された証明が必要です(復帰後、改めて勤務証明書の提出必要)。
	自営業・農漁業	「入所理由申請書・確認書(自営業・農漁業)」 ・民生委員の証明を受けてください。
	就労予定	「入所理由申請書・確認書(その他)」 ・入所後3ヶ月以内に勤務証明書の提出が必要です。
(2) 【母親の出産等】	母子健康手帳(表紙・分娩予定日掲載ページ)の写し (入所期間は、概ね出産予定日2ヶ月前から出産後3ヶ月まで)	
(3) 【疾病・障害等】	疾病の内容や程度、療養の期間がわかる診断書 又は 「入所理由申請書・確認書(その他)」のいずれか	
(4) 【病人の看護等】	看護や介護を受ける家族の方がその必要があると分かる書類 (診断書・身体障害者手帳等) および 「入所理由申請書・確認書(その他)」の2点	
(5) 【家庭の災害】	罹災証明書等の写し	
(6) 【求職活動】	「入所理由申請書・証明書(その他)」 ※入所期間は3ヶ月以内。3ヶ月以内に就労等証明の提出がない場合、原則、退所となります。	
(7) 【就学】	在学証明書	
(8) 【虐待・DV】	各機関(子ども家庭センター等)での相談証明 および 「入所理由申請書・証明書(その他)」の2点	
(10) 【特例・その他】	市長が必要と認める書類	

※「入所理由申請書・確認書(その他)」は、「その他の場合」欄に状況を記載し、民生委員の証明を受けてください。

③ 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書〔公立の場合のみ提出〕

(私立施設の場合は、施設より別途提出依頼があります。)

- ・ 用紙に記載されている金融機関又は、ゆうちょ銀行を指定してください。
- ・ 通帳の届出住所・印とあっているか確認し、2枚目にも押印してください(p.13 記入例参照)

※ ②③は、きょうだい同時入所申込みの場合、原本は1部で構いません。年齢の若い児童に添付してください。

※ 単身赴任等の理由で住民票が南あわじ市外にある方がいる場合は、その方のマイナンバーカードの写しを添付してください。

※ 転入等により市民税額が不明な方には、課税証明書等の提出を求める場合があります。

申込から利用決定までの流れ

- ① 申込み 令和5年10月16日(月)～10月21日(土)※幼稚園は20日(金)まで
- ② 審査 提出書類により審査し、保育の必要性の高いお子様から入所施設の利用調整をしていきます。
※次の場合は入所することができません。
 - (1) 申込内容に虚偽があった場合(入所中でも途中退所していただくこととなります。)
 - (2) 入所要件に該当しない場合
 - (3) 定員数を超過して入所申込があった場合※全体の定員や年齢別の定員を超えた場合は、保護者の就労、家庭の状況等を考慮し、より保育の必要性の高い子どもを優先します。
- ③ 入所決定・通知 入所決定の場合、2月頃に認定証、入所承諾書を送付します。
入所できない場合、1月中に入所保留通知書、意向確認書を送付します。
- ④ 入園説明会 各保育所等より日時や入園準備物等の案内をお送りします。
説明会は2月頃、各保育所等で行われます。年度途中で入所する方もご参加ください。
- ⑤ 保育料等決定通知 4月初旬までに送付します。

入所(園)式(予定日)

公立保育所(園)・こども園・・・令和6年4月5日(金)
公立幼稚園・・・令和6年4月10日(水)

入所申込・入所後に必要な届出

入所申込後、又は入所決定後に次のような場合は、保育料等が変更となる場合がありますので、変更があり次第、必ず保育所等又は子育てゆめるん課へ届出てください。

なお、認定変更は申請のあった翌月からとなりますのでご注意ください。また、入所、退所は月単位(初日入所・末日退所)のため、日割りによる保育料・副食費の算定はしません。

1. 住所・世帯構成・氏名変更・保護者変更等(離婚・結婚・転居等)
2. 就労先・就労時間の変更
3. 保育の理由の変更(就労⇄求職など)

[提出書類]

- ①入所申込書記載事項変更届
- ②教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等入所申込書
- ③勤務証明書等の証明書類

※年度の途中での転園は、相当の理由がない限り認められませんので、事前に子育てゆめるん課へご相談ください。



保 育 時 間（保育所・認定こども園）

1. 通常保育 ※私立施設については、直接ご確認ください。

月～金曜日	保育短時間 8時00分～16時00分 保育標準時間 8時00分～18時00分
土曜日※1	8時00分～正午(昼食有) (実施予定場所) 八木保育所・賀集保育所・伊加利こども園

※1 時間・場所は検討中のため、変更となる場合があります。

※2 就労等のため土曜保育を希望する場合は、入所申込時又は必要が生じる場合に事前に通所中の保育所等へお申込みください（買物や娯楽などの私的な理由による利用はできません）。

2. 延長保育（有料） ※私立施設については、直接ご確認ください。

利用日	月～金曜日
時 間	①短時間認定の方 16時～18時 ②標準時間認定の方【市こども園・神代保育所入所の方のみ】 7時～7時30分・18時30分～19時
要 件	共働きによる就労や通勤に時間を要する等のやむを得ない事情があり、認定時間を超えての保育がどうしても必要と認められる場合
利用方法	入所申込時、又は就労時間等に変更が生じる場合に保育所等へお申込みください。原則、利用の前月15日頃までに申し込んでください。
利用料金	通常保育料とは別に定めた保育料（月額）を翌月に徴収します。 保育料は世帯の課税状況により決定します。 (この料金は、光熱水費やおやつ代となります。)

※ 買物や娯楽などの私的な理由による場合、又は一時的な利用はできません（月単位の利用となります）のでご注意ください。

3. 入所当初の保育時間

保育所等に通り始める児童は、集団生活に慣れるためにどうしても一定期間かかるのが通例です。このため、新しく入所される児童に限り、2週間程度短時間（お昼すぎまで）のならば保育となります。ただし、勤務等の関係で短時間の保育が不都合な場合は、各保育所等にご相談ください。

4. 休所（園）日

日曜日・祝日・振替休日・年末年始（12月29日～1月3日）

※土曜日保育については、上記「1. 通常保育」を参照ください。

保 育 時 間（幼稚園）

1. 通常保育 ※私立施設については、直接ご確認ください。

月～金曜日	教育時間 8時30分～12時30分 預かり保育 12時30分～16時00分
-------	--

※ 延長保育、土曜日保育の実施はありません。

保育料・給食費

1. 保育料・給食費の算定方法

保育料・給食費は、世帯の市町村民税所得割額や児童の年齢、保育時間等により決定します。

祖父母等が入所児童を税や健康保険上、扶養していたり、生計の中心者である場合は祖父母等の税額も合算します。

なお、保育料・給食費を決定する際、「配当控除」「外国税額控除」「寄付金控除」「住宅借入金等特別控除」「特定増改築等に係る住宅借入金等の所得税額特別控除」等は適用せず、これらの控除前の税額で算定することになります。

また、4月～8月の保育料・給食費は、令和5年度住民税（令和4年1月～12月中の収入）をもとに決定し、9月以降は令和6年度住民税（令和5年1月～12月中の収入）をもとに決定します。

※所得未申告等により税額を確認出来ない場合、保育料の算定ができず、最高額に決定する場合がありますので必ず申告してください。

2. 保育料徴収基準額

保育料の各階層の額については、国の基準や保育経費等を考慮し決定する予定です。

（参考までに令和5年度保育料徴収基準額一覧をP.14に掲載しています）

3. 3歳児以上の入所児童にかかる保育料

所得に関わらず、保育料は無償（0円）となります。

4. 第2子目以降の入所児童にかかる保育料

同一世帯から2人以上の児童が入所（同時入所）している場合、第2子目は半額、第3子目以降は無償（0円）となります。※所得割額が57,700円未満の場合は、小学生以上も含めてカウントします。（p.15参照）

5. 3歳児以上の給食費

3歳児以上の給食費徴収・免除については、上記1のとおり決定します。

（3歳未満児の給食費は保育料に含まれています。）

公立の場合、月額4,000円。私立の場合、施設により金額が異なります。

6. 保育料・給食費の徴収日

毎月25日（金融機関が休みの場合はその翌日）、指定の金融機関より口座振替します。

期日までに保育料・給食費を納付していただける預金をご準備願います。

※口座を変更する場合は、用紙をお渡ししますので保育所等へ申し出てください。

※私立施設については、各施設にお問い合わせください。

保育所等への送迎

児童の保育所等への送迎は、保護者の責任で行ってください。

入所後の注意事項

1. 保育の実施解除について

次のような場合、保育の実施を解除することがあります。※次年度に小学校への就学を控えている場合などは除く。

- 手続において書類の不備、虚偽があった場合
- 出産による理由で入所した方で、産後3ヶ月経過し、保育の必要性が認められない（他の理由で要件を満たさない）場合
- 勤務時間及び勤務日数が少ない場合（就労時間等が64時間に満たない場合）
- 入所申込時に求職中として「入所理由申請書・確認書」を提出しているが、3ヶ月経過しても就労等証明書が提出されない場合（保育の必要性がないと判断します）

2. 保育料等の滞納について

- 保育料等を3ヶ月以上滞納すると、児童手当より特別徴収を行う場合があります。
※特別徴収とは、「保育料(現年度分に限る)」を滞納している児童手当受給者の方を対象として、児童手当からその滞納分を差し引いて手当を支給するものです。これは、受給者の意思に依らず市の判断により強制的に徴収を実施する制度です。
- 保育料等の支払方法を相談されたい方は、子育てゆめるん課に事前連絡のうえお越しください。
- 保育料の滞納が長期にわたる場合は、法律に基づき差し押さえ等の処分を受けることがあります。

3. 無断欠席について

保育所等を欠席される場合は、早めに保育所等へご連絡ください。無断欠席を2～3日されますと、保育所等の職員又は子育てゆめるん課職員が電話連絡、自宅訪問をすることがあります。

4. 住民税の申告をされていない方について

令和6年度保育料等は、前年度・当年度住民税で決定されます。

申告をされていない方は、住民税額がわからないため、保育料徴収基準額を最高額（第8階層）に決定することになりますので、お早めに手続きください。

申告が必要となる方とは次に該当する方です（例外あり）。

- (1) 確定申告や住民税の申告をしていない。
- (2) 会社等からの給与支払報告等が税務課に提出されていない。
- (3) 申告や給与支払報告書の中で誰の扶養にもなっていない。

・事業収入・給与収入のある方は、配偶者等の扶養になっている、収入が少ないなどにかかわらず、必ず、市の税務課で申告してください。

・保育所の入所の際に勤務証明等を提出されている方で、その収入のデータがなければ、扶養されていても申告されていないと判断し、保育料徴収基準額を最高額（第8階層）に決定する場合があります。

5. 年度途中で住民税額が変更となる場合について

年度途中で税額が変更になった場合は、子育てゆめるん課にご連絡ください。

広域入所

南あわじ市にお住まいで、市外の保育所等へ入所希望する場合は、子育てゆめるん課へお問い合わせください。入所要件は、市外の保育所等へ入所しなければならない相当な理由があり、かつ入所を希望する保育所等が所在する市町村が認めた場合となります。

市外施設の入所申込期間は、南あわじ市とは異なりますので、希望する施設へ直接、ご確認いただき、その申込期間中に子育てゆめるん課窓口でお手続きしてください。

一時保育サービスについて（市こども園・福良こども園）

保護者の方がパートなどで週1～3日だけ断続的に働いたり、農作業などで一時的に保育できない場合、けがや病気で入院する等して家庭で保育が困難となった場合にお子さんを保育施設でお預かりします。毎日保育施設に通うのではなく、断続的な入所を希望する場合や、出産など緊急時の必要な時に利用することができます。

利用できる児童は、認可保育所等に入所していない児童です（里帰り出産等を除く）。

利用するためには、保育所入所と同様に保育を必要とする証明書等の提出が必要となります。利用希望の約15日前までに子育てゆめるん課又は各施設へお問い合わせください。

病後児保育について（市こども園病後児保育室）

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気やケガの回復期にある集団保育等が困難なお子さんを専用の保育室で、看護師と保育士がお子さんの体調に合わせ、一時的にお預かりし保育を行います。利用には、事前の登録が必要です。

利用を希望する場合は、子育てゆめるん課へお問い合わせください。

育児休業の延長希望がある場合

保育所等に入所できない証明（保留通知書）により育児休業の延長等を希望する場合は、入所希望月の前月中に、子育てゆめるん課にて手続きをしてください。希望の施設が定員等で入所できない場合に証明します。



【 記 載 例 】

教育・保育給付認定申請書兼特定教育・保育施設等入所申込書

名字 50 音	クラス年齢	生 年	生 月
		年	月

令和 5 年 10 月 16 日

南あわじ市長 様
南あわじ市福祉事務所長 様

保護者住所	〒656-0492 南あわじ市市善光寺 22 番地 1 (2 年以内に転入された方は、以下に前住所をご記入ください。) 淡路市生穂新島 8 令和 5 年 5 月 1 日転入
保護者氏名	南 淡 路 太 郎
電 話	0799-43-5219

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る給付認定の申請及び教育・保育の利用の申し込みをします。また、市が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者等を含む)及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対し掲示することに同意します。

フリガナ	ミナミアワジ アユミ		生 年 月 日	性 別	生計同一児童中
申請児童	南淡路 あゆみ		平成・令和 2 年 5 月 1 日生	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	第 2 子目
① 利用希望施設名	第 1 希望	ABC 保育所 (希望理由) 家から近く送迎に便利のため			
	第 2 希望	DEF 保育園 (希望理由) 職場から近く送迎に便利のため			
	第 3 希望	GHI こども園 (希望理由) 職場から近く送迎に便利のため			
② 土曜保育希望の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 (八木保育所・賀集保育所・伊加利こども園) ・ <input type="radio"/> 無 ※公立保育所(園)・こども園を希望する場合のみ記入				
③ 保育の希望の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無				
④ 保育の実施を希望する期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで				
⑤ 保育の実施を必要とする理由	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他			
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他			
希望する利用時間等	月 曜日 ~ 金 曜日		8 時 00 分 から 16 時 00 分 まで		

○ 入所(園)児童の家庭の状況 ※前年の生計中心者、入所児童の税の扶養義務者に○を記入してください。

区分	者 生計中心	養入税の申告している児童を扶	(フリガナ)氏名	入所(園)児童との続柄	生 年 月 日	性 別	職業又は学校・保育所名等 ※入所時の状況	課税の有無		同 居 別 居 居 分の 区分	備 考
								前年度分市町村民税	前年分 所得税		
⑥ 入所(園)児童の世帯員	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	ミナミアワジ タロウ 南淡路 太郎	父	㊦・H 58 年 4 月 2 日	男・女	会社員	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 同・ <input type="radio"/> 別	
			ミナミアワジ ハナコ 南淡路 花子	母	㊦・H 59 年 5 月 3 日	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	パート勤務	<input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 同・ <input type="radio"/> 別	
			ミナミアワジ ユメ 南淡路 ゆめ	姉	T・S・ <input checked="" type="radio"/> H・R 29 年 6 月 4 日	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	ABC 保育所	<input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 同・ <input type="radio"/> 別	
			ミナミアワジ マサカズ 南淡路 正一	祖父	T・ <input checked="" type="radio"/> S・H・R 33 年 7 月 5 日	男・女	農業	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 同・ <input type="radio"/> 別	
			ミナミアワジ マサコ 南淡路 正子	祖母	T・ <input checked="" type="radio"/> S・H・R 33 年 8 月 6 日	男・ <input checked="" type="radio"/> 女	農業	<input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	<input checked="" type="radio"/> 同・ <input type="radio"/> 別	
						T・S・H・R 年 月 日	男・女		<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	同・別
ひとり親家庭					在宅障がい児(者)のいる世帯						
<input checked="" type="radio"/> 非該当 ・ <input type="radio"/> 該当					<input checked="" type="radio"/> 非該当 ・ <input type="radio"/> 該当 (氏名:) ※該当者がある場合は障害者手帳・特別児童扶養手当証書の写しを添付してください。						
生活保護の状況					<input checked="" type="radio"/> 適用なし ・ <input type="radio"/> 適用あり (平成・令和 年 月 日保護開始)						

※保育所・認定こども園の利用を希望・・・保育の希望が「有」の場合は、引き続きご記入ください。

保育の希望が「無」の場合は、記入はここまでです。

※幼稚園の利用を希望・・・記入はここまでです。保育の希望が「有」の場合は、別途手続きが必要です。

記 入 方 法

- ①その他の希望理由例 → 「既に兄弟が入所しているため」「延長保育を実施しているため」など。
- ②公立保育所の土曜保育を利用される場合は、「有」「無」のどちらかを○で囲んでください。
- ③保育所・認定こども園の保育部分・幼稚園の預かり保育を希望する場合は「有」、幼稚園・認定こども園の教育部分(午前中の利用)のみを希望する場合は「無」を○で囲んでください。
- ④小学校就学始期に達するまでの期間か、「保育の実施を必要とする理由」に該当する期間の範囲内で記入して下さい。
- ⑤該当するものに☑をいれてください。
- ⑥児童本人以外の、父母・同居及び生計を同一にしている家族全員について記入してください。

家 庭 調 査 票

施設名	ABC保育所	保護者氏名	南淡路 太郎		児童氏名	南淡路 あゆみ
電話番号	0799-43-5219	携帯電話 番 号	父	090-1234-5678	住所	南あわじ市 市善光寺 22 番地 1
			母	090-5678-1234		

父 親 の 状 況	父親の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (死亡、離婚、別居中、行方不明、その他)				
	外 勤	勤務先	〇〇株式会社 (有勤・非常勤) (勤務中・内定)		勤務 日数	週平均 <input checked="" type="checkbox"/> 5 日以上 <input type="checkbox"/> 4 日 <input type="checkbox"/> 3 日以下	
		電話番号	0799-11-2222				
		勤務 時間	平日	8時30分～17時00分		1日平均	<input checked="" type="checkbox"/> 7 時間以上 <input type="checkbox"/> 6 時間 <input type="checkbox"/> 5 時間 <input type="checkbox"/> 4 時間以下
	自 営 業	業種			<input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 専従者 <input type="checkbox"/> 協力者		
		電話 番号			従事 日数	週平均 <input type="checkbox"/> 5 日以上 <input type="checkbox"/> 4 日 <input type="checkbox"/> 3 日以下	
		従事 時間	平日	時 分～ 時 分		1日平均	<input type="checkbox"/> 7 時間以上 <input type="checkbox"/> 6 時間 <input type="checkbox"/> 5 時間 <input type="checkbox"/> 4 時間以下
	内 職	種類			従事 日数	週平均 <input type="checkbox"/> 5 日以上 <input type="checkbox"/> 4 日 <input type="checkbox"/> 3 日以下	
		受先					
		従事 時間	平日	時 分～ 時 分		1日平均	<input type="checkbox"/> 7 時間以上 <input type="checkbox"/> 6 時間 <input type="checkbox"/> 5 時間 <input type="checkbox"/> 4 時間以下
疾 病 ・ 障 害	病名			<input type="checkbox"/> 入 院			
	病院名			在 宅	<input type="checkbox"/> 安静加療が必要		
	障害者手帳	有 ・ 無	障害名		<input type="checkbox"/> 通院等一般加療が必要		
看 護 ・ 介 護	病人の氏名			病名もしくは 要介護度			
	児童との続柄						
<input type="checkbox"/> 家庭の災害							
<input type="checkbox"/> 求職活動							
<input type="checkbox"/> 就学中 (学校名) (通学 ・ 通信制) (在学期間 平成・令和 年 月 日～令和 年 月 日)							
<input type="checkbox"/> 虐待・DV							
<input type="checkbox"/> 育児休業取得							
<input type="checkbox"/> 特例・その他()							

母親の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（死亡、離婚、別居中、行方不明、その他）					
母親の状況	外勤	勤務先	有限会社△△ (常勤・非常勤) (勤務中・内定)			勤務日数	週平均 <input type="checkbox"/> 5日以上 <input checked="" type="checkbox"/> 4日 <input type="checkbox"/> 3日以下
		電話番号	0799-33-4444				
		勤務時間	平日	9時00分～15時00分		1日平均	<input type="checkbox"/> 7時間以上 <input checked="" type="checkbox"/> 6時間
			土曜	時	分		<input type="checkbox"/> 5時間 <input type="checkbox"/> 4時間以下
	自営業	業種				<input type="checkbox"/> 中心者 <input type="checkbox"/> 専従者 <input type="checkbox"/> 協力者	
		電話番号				従事日数	週平均 <input type="checkbox"/> 5日以上 <input type="checkbox"/> 4日 <input type="checkbox"/> 3日以下
		従事時間	平日	時	分	1日平均	<input type="checkbox"/> 7時間以上 <input type="checkbox"/> 6時間
	土曜		時	分	<input type="checkbox"/> 5時間 <input type="checkbox"/> 4時間以下		
	内職	種類				従事日数	週平均 <input type="checkbox"/> 5日以上 <input type="checkbox"/> 4日 <input type="checkbox"/> 3日以下
		受先				1日平均	<input type="checkbox"/> 7時間以上 <input type="checkbox"/> 6時間
		従事時間	平日	時	分		<input type="checkbox"/> 5時間 <input type="checkbox"/> 4時間以下
			土曜	時	分		
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産 (出産予定日 令和 年 月 日)							
疾病・障害	病名				<input type="checkbox"/> 入院		
	病院名				在宅	<input type="checkbox"/> 安静加療が必要	
	障害者手帳	有・無	障害名	種・級		<input type="checkbox"/> 通院等一般加療が必要	
看護・介護	病人の氏名				病名もしくは要介護度		
	児童との続柄						
<input type="checkbox"/> 家庭の災害							
<input type="checkbox"/> 求職活動							
<input type="checkbox"/> 就学中 (学校名) (通学 ・ 通信制) (在学期間 平成・令和 年 月 日～令和 年 月 日)							
<input type="checkbox"/> 虐待・DV							
<input type="checkbox"/> 育児休業取得							
<input type="checkbox"/> 特例・その他()							

祖父母の状況			氏名	年齢	職業	健康状態	現住所
	父方	祖父	南淡路 正一	61	農業	健康	南あわじ市市善光寺 22-1
		祖母	南淡路 正子	61	農業	健康	南あわじ市市善光寺 22-1
	母方	祖父	北淡路 昭夫	68	農業	健康	淡路市生穂新島 8
祖母		北淡路 昭子	66	パート	健康	淡路市生穂新島 8	

児童の状況	年齢	3歳 5月 ※申込時点の年齢を記入		
	心身の発育状況	(1) 虚弱 (2) 未熟 (3) 疾病 (4) 普通		
	身辺自立性	(1) 食事 (ひとりです)・たべさせる (2) 着脱 (ひとりです)・してやる (3) 用便 (ひとりです)・しらせる・おむつをしている)		
	言語・社会性	(4) 言葉のおくれ (ない)・ある (5) 友だち (できる)・できない)		
	今までにかかった大きな病気	熱性けいれん		
	特記事項	牛乳・卵アレルギー		
緊急連絡先	No.	氏名	続柄	電話番号
	1	南淡路 正子	祖母	090-6789-1234
	2	北淡路 昭子	祖母	090-8765-4321
	3			

保育料等振替口座				住所の略図			
金融機関名	銀行			至福良	信号	信号	三原川
支店	用金庫						
預金	組合						
フリ口座	同組合						
口座	店所			国道	三原川	三原川	自宅
番号			至洲本				

記入不要です

・新規の方は、別紙の口座振替依頼書をご提出ください。

・在園のきょうだい分で先に届けている口座を変更する場合は、用紙をお渡ししますので、所長に申し出てください。

○この欄には記入する必要がありません。

施設記載欄	面接結果 (令和 年 月 日)			面接者
市記載欄	入所申込の承諾	保育の実施の要否	入所保育所等	備考
		要 ・ 否 令和 年 月 日承諾		

兄弟姉妹が既に入所している場合、この書類の提出は不要です。

南あわじ市

預金口座振替（新規・変更・廃止）依頼書
自動払込利用申込書兼廃止届書

（金融機関用）

- 市税・保険料・保育料等を口座振替（自動払込）によって納税（付）したいので、次のとおり依頼いたします。
 市税・保険料・保育料等の口座振替（自動払込）を中止（廃止）いたします。

振替（払込）開始・廃止年月 6 年 4 月

太線の中だけ記入してください。

市税等の口座振替開始は、手続き後約1ヶ月が必要です。 6 年 10 月 16 日提出

①	金融機関	<input checked="" type="checkbox"/> 三井住友銀行 <input type="checkbox"/> 淡路信用金庫 <input type="checkbox"/> 徳島大正銀行 <input type="checkbox"/> みなと銀行 <input type="checkbox"/> 淡陽信用組合 <input type="checkbox"/> 近畿労働金庫 <input type="checkbox"/> あわじ島農業協同組合 <input type="checkbox"/> なぎさ信用漁業協同組合連合会	支店 支所
	預金種別	口座番号（右づめで記入）	金融機関コード・支店コード
	普通 <input checked="" type="radio"/> 当座 <input type="radio"/> 納税準備 <input type="radio"/>	1 2 3 4 5 6 7	
	種目コード	通帳記号（6桁目がある場合は※に記入）	通帳番号（右づめで記入）
	1 6 7 6 1 0 ※		
②	口座名義人住所	〒 656-0492 南あわじ市市善光寺2番地1	お届出印 （2枚目にも押印して下さい）
	（フリガナ）	ミナミアワジ タロウ	電話
	口座名義人	南淡路 太郎	（ 0799 - 43-5219 ）
		払込先加入者名	南あわじ市会計管理者

③ NO.	税目・科目	納付方法	契約種別	払込先口座番号	振替（払込）日	備考
1	市 県 民 税（普通徴収）	全期前納	○がなければ期別	35	各納期の末日	下記の【市税】納税義務者欄をご記入ください ※1
2	固 定 資 産 税	全期前納	○がなければ期別	35		
3	軽自動車税（種別割）	各期のみ		35		
4	国民健康保険税	各期のみ		35		
5	介護保険料	各期のみ		28	各納期の末日	被保険者番号
6	後期高齢者医療保険料	各期のみ		28		
7	保 育 料	各期のみ		30	25日	下記の【保育料・給食費】納付義務者欄をご記入ください ※3
8	保育所等（給食費）	各期のみ		30		
9	延長保育料	各期のみ				
10	一時保育利用料	各期のみ				

※1【市税】対象項目欄NO.1~4に○のある方のみ

納 税 義 務 者	住所	電話（ ）
	（フリガナ）	（フリガナ）
	氏名	氏名
	（フリガナ）	（フリガナ）

※2【保険料】対象項目欄NO.5~6に○のある方のみ（口座名義人と異なる場合は記入してください）

納 付 義 務 者	住所	電話（ ）
	（フリガナ）	
	氏名	

※3【保育料・給食費】対象項目欄NO.7~10に○のある方のみ（対象となる保護者、児童の氏名等を記入してください）

④ 納 付 義 務 者	住所	南あわじ市市善光寺2番地1	電話 (0799-43-5219)	
	（フリガナ）	ミナミアワジ タロウ	（フリガナ） ミナミアワジ ユメ ・ アユミ	
	保護者氏名	南淡路 太郎	児童氏名	南淡路 ゆめ ・ あゆみ

- 記入方法
- 振替（払込）指定口座の内容を金融機関またはゆうちょ銀行のどちらか一方に記入し、お届出印を押印してください。（複写のため、1枚目と2枚目の2か所に押印をお願いします。3枚目のお客様控は切り離してご自身で保管ください）
 - 住所は、通帳の届出の住所（通帳作成時の住所）を記入してください。
 - 納付義務者※3【保育料・給食費】No.7~10の対象項目のうち保育料と保育所等（給食費）の両方に○の記入ください。
 - 住所・保護者及び児童氏名は書類不備の連絡の際に必要ですので必ず記入してください。
 - 記載内容を訂正する場合は、お届出印を押印してください。

参考資料（保育料徴収基準額について）

令和5年度の南あわじ市保育料徴収基準額一覧です。
令和6年度は、変更になる場合がありますのでご了承ください。

- ◎税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。
- ◎市町村民税所得割の額を課された賦課期日において、指定都市の区域内に住所を有していた場合は、賦課期日において南あわじ市に住所を有していたとみなして算定した額とします。
- ◎結婚・離婚等で家族構成が変更になりましたら、保育料が変更になることがありますので、必ず手続きをお願いいたします。
- ◎年度途中で税額が変更となった場合（修正申告等）についても、子育てゆめるん課までご連絡をお願いします。

各月初日の在籍入所児童の属する世帯の階層区分			徴収基準月額（年齢は令和5年4月1日現在）				
階層区分	定 義		3歳未満児の場合		3歳児以上の場合		
			標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定	
第1階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）等		0円	0円			
第2階層	市民税非課税世帯		0円	0円			
第3階層	市民税 (所得割額)	48,600円未満	ひとり親等世帯	19,500円	17,500円	保育料 0円 給食費 0円	
				9,000円	9,000円		
第4階層		48,600円以上 57,700円未満	ひとり親等世帯 77,101円未満	28,000円	26,000円		
				9,000円	9,000円		
		57,700円以上 97,000円未満 ※ひとり親等世帯については、77,101円以上		28,000円	26,000円		
第5階層		97,000円以上 169,000円未満		37,000円	35,000円		
第6階層		169,000円以上 301,000円未満		41,500円	39,500円		保育料 0円 給食費 別途徴収
第7階層		301,000円以上 397,000円未満		45,000円	43,000円		
第8階層		397,000円以上		48,000円	46,000円		

◎「ひとり親世帯等」に該当するのは以下の世帯です。

- ①ひとり親世帯
- ②在宅障害児(者)のいる世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持する方のいる世帯
特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者のいる世帯
- ③その他の世帯・・・保護者の申請に基づき、特に困窮していると市長が認めた世帯

多子世帯やひとり親世帯等への保育料の負担軽減について

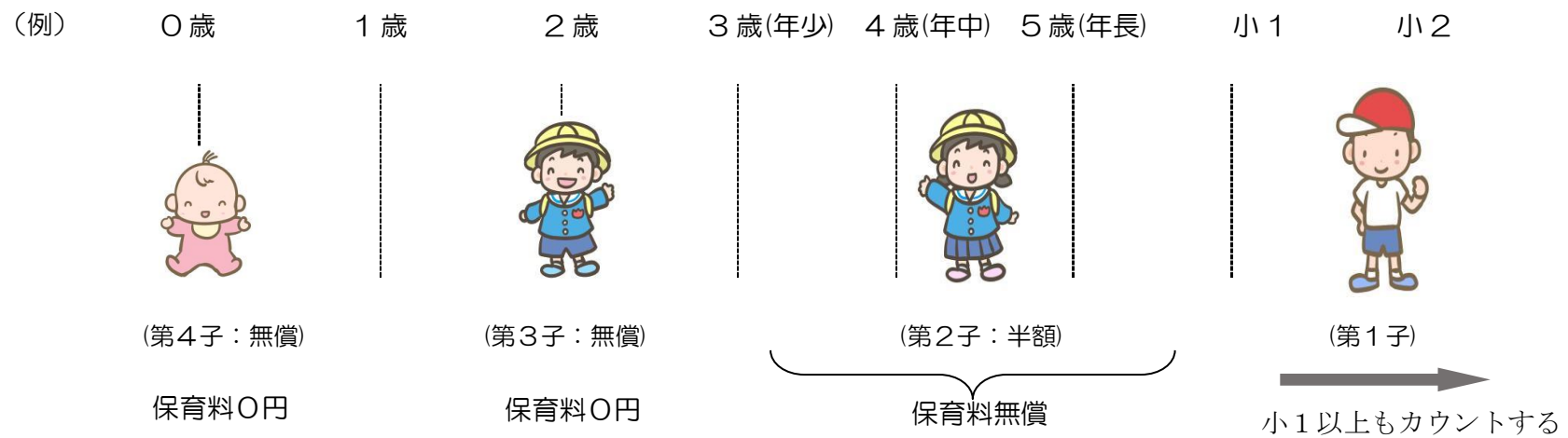
<きょうだい>で利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります※1

※1 階層区分によって、多子計算のカウント方法が異なります（下図参照）。

※2 給食費は半額の対象となりません。

市民税所得割額 57,700円未満（ひとり親世帯等は77,101円未満）の世帯（小学生以上もカウントする）

※ひとり親世帯等は、2人目以降無料となります



市民税所得割額 57,700円以上（ひとり親世帯等は77,101円以上）の世帯（小学生以上はカウントしない）



市内保育所等一覧

1. 市立保育所（園）

	所在地	電話番号	定員	受入年齢	備考
倭文保育園	倭文庄田 275 番地	46-0654	60	生後 10 ヶ月以上	平日 8:00~18:00
広田保育園	広田中筋 195 番地 1	45-0040	150	生後 10 ヶ月以上	平日 8:00~18:00
榎列保育所	榎列下幡多 432 番地	42-2392	120	生後 10 ヶ月以上	平日 8:00~18:00
八木保育所	八木鳥井 427 番地	42-0559	120	生後 10 ヶ月以上	平日 8:00~18:00 土曜日保育 8:00~12:00
神代保育所	神代地頭方 1496 番地 1	42-1252	120	生後 10 ヶ月以上	平日 7:30~18:30 延長保育(有料)7:00~19:00
志知保育所	志知佐礼尾 363 番地	42-3101	45	生後 10 ヶ月以上	平日 8:00~18:00
賀集保育所	賀集 1028 番地	54-0458	120	生後 10 ヶ月以上	平日 8:00~18:00 土曜日保育 8:00~12:00
北阿万保育所	北阿万新田中 57 番地 1	55-0075	90	生後 1 歳以上	平日 8:00~18:00
阿万保育所	阿万下町 41 番地	55-0133	90	生後 10 ヶ月以上	平日 8:00~18:00

2. 市立幼保連携型認定こども園

伊加利こども園	伊加利 614 番地 2	39-0026	40	生後 10 ヶ月以上	平日 8:00~18:00 土曜日保育 8:00~12:00
市こども園	市三條 886 番地	42-0215	175	生後 10 ヶ月以上	平日 7:30~18:30 延長保育(有料)7:00~19:00 一時保育、病後児保育

3. 市立幼稚園

湊 幼稚園	湊 736 番地	36-2835	45	3 歳児以上	平日 8:30~16:00
津井幼稚園	津井 2280 番地 2	38-0352	45	3 歳児以上	平日 8:30~16:00
志知幼稚園	志知南 15 番地	36-3340	45	3 歳児以上	平日 8:30~16:00

4. 公私連携幼保連携型認定こども園

福良こども園	福良乙 1198 番地 1	52-0252	130	生後 10 ヶ月以上	平日 7:30~18:30 一時保育有 土曜日 7:30~12:30
--------	---------------	---------	-----	------------	---------------------------------------

5. 私立幼保連携型認定こども園

幼保連携型 認定こども園 松帆北	松帆櫛田 198 番地	36-2410	45	生後 2 ヶ月以上	月~土 7:30~18:30
幼保連携型 認定こども園 松帆南	松帆高屋乙 192 番地	36-2344	105	生後 2 ヶ月以上	月~土 7:30~18:30

6. 地域型保育所

すくすく保育園	八木寺内 1152 番地 1	43-2139	19 (地域枠 5)	生後 2 ヶ月以上	月~金 7:30~19:00 土曜日 7:30~18:00 平日延長保育(有料) 18:30~19:00
翁寿園保育所	八木寺内 373 番地 1	42-6006	7 (地域枠 2)	生後 10 ヶ月以上	月~日 8:30~18:00
よつば保育園	広田広田 889 番地 9	45-1551	12	生後 10 ヶ月以上	平日 7:30~18:30 土曜日 8:30~17:30
沼島よつば保育園	沼島 2368-1 沼島総合センター内	45-1551	6	生後 10 ヶ月以上	平日 9:00~17:00

7. 私立幼稚園

淡路さゆり幼稚園	潮美台 1 丁目 26 番地	52-0778	15	満 3 歳以上	平日 9:00~18:00
----------	----------------	---------	----	---------	---------------